

公 示 送 達

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による「使用収益停止通知」は、送付先不明の為、同法第133条第1項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

令和 年 9 月 22 日

土地区画整理事業

施行者 宇都宮市

代表者 宇都宮市長

書類の送付を受けるべき者		通 知 の 内 容	
氏名	住所（又は最後の住所）		
安藤源六	（不明）	使用し、または収益することを停止する宅地	宇都宮市平松本町字上り戸 704番地 105㎡
石井唯男	宇都宮市下栗町2200番地	使用し、または収益することを停止する宅地	宇都宮市平松本町字上り戸 715番地27 1.44㎡

教 示

1. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、栃木県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。
3. 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。